

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 4 日 本紙第 5373 号

【法令名】

○ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 11 日 政令第 184 号

【管轄省庁】

内閣府

【施行期日】

平成 22 年 8 月 11 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

国連安全保障理事会決議により、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）の活動期間が延長されたことに伴い、計画の変更をする。

* 要旨

ゴラン高原国際平和協力隊を置く期間を平成23年3月31日までとする。

(本則関係)

.....